



Title	沖縄の航空権益（日米航空交渉関連）（3）（46・5・15 国会における（衆・参）外相の中間報告（5.6項） 外務 省外交史料館レファレンス番号：H221746）
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(3)No.3   公開日：平成22年12月 22日   外務省外交史料館管理番号：B'5.1.0.J/U24   CD・ DVD番号：H22-011
Issue Date	
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43486">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43486</a>
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

46  
5.15

国会に於ける(象・参)  
外相の中間報告

(5.6頁)

沖繩返還交渉に関する外務大臣報告  
昭和四六、五、一五  
外務省

公表禁止  
いかなる方法でも確認まで国会報告終了  
注意

沖繩返還交渉に関する現在までの経緯に関して御報告いたします。戦後の日米関係で最大の懸案であった沖繩返還問題が、昭和四十四年十一月二十一日の佐藤総理大臣とニクソン大統領との間の共同声明によつて、沖繩が一九七二年中・核抜き・本土並みでわが国に返還されることにつき基本的な合意をみたことは、夙に御承知のとおりであります。それ以来日米間におきまして沖繩返還協定の締結のための交渉が東京で開かれ、私とマイヤー駐日米国大使との間で話合いが重ねられて参りました。

米側との交渉における日本側の基本方針は、一九七二年中・核抜き・本土並みという共同声明の三原則に基づいて円滑な復帰の実現をもたらすことであります。私は、今までの交渉を通じてこの基本

方針が十分に貫かれるものと確信いたしております。

これより返還交渉の進捗ぶりを御報告いたしたいと存じますが、申すまでもなくいまだ交渉中のことでもあり、概要の説明にとどめさせていただきます。

返還協定につきましては、まずその前文において、同協定が締結されるに至つた経緯を述べることとなるものと考えられます。

本文におきましては、第一に、米国がサン・フランシスコ平和条約第三条に基づく沖繩の施政権をわが国に返還すること、また、返還される領域は、平和条約第三条の地域から奄美、小笠原両返還協定によつて返還された地域を除いた残りの全地域であることを明らかにすることとなるものと考えられます。

第二に、安保条約及び関連諸取極、通商航海条約等の日米間の二国間条約が復帰の日から沖繩に適用されるとの確認を行なうことになりす。このように安保条約、地位協定、事前協議に関する交換

公文等がそのままならの変更なしに沖縄に適用になるのでありまして、従つて、核の持込み、戦闘作戦行動のための発進等も当然事前協議の対象となるわけであります。

第三に、わが国は、復帰に当り安保条約及び地位協定に従い、米国に対し沖縄において施設・区域を提供することとなります。政府としては、協定署名に当り、現在米国が沖縄において使用している軍用地のうち、復帰に当り施設・区域として提供することとなるもの、一旦提供された上で近い将来に返還されることとなるもの、復帰まで返還又は縮小されることとなるもの、を適当な方法で明らかたしたい所存であります。政府としては、沖縄県民の要望を常に念頭におき、基地の整理統合に真剣に取り組んでいる次第であります。安保条約第六条の規定に従い、必要な施設・区域を米国に提供することは、これまた当然のことであります。

3

第四に、沖縄県民の方々からの要望に接している諸々の対米請求

に關しましては、未だ満足すべき解決に達しておりませんが、政府としては、今後ともできる限りの努力を続けて行く所存であります。

第五に、裁判の引継ぎの問題については、社会秩序の安定性を維持しつつ円滑な復帰をはかるといふ観点から、琉球政府裁判所及び米国民政府裁判所の裁判は、民事事件、刑事事件とも原則として引継ぐとの方向で合意をみるに至ると考えております。

第六に、沖縄における民生上有益な米国民政府の資産は、三公社をはじめとして、わが国に移転されることとなります。政府としては、これら資産が沖縄県民にとり有用なものであること、また、沖縄返還により米国が特別な負担を要することを考慮して、公正妥当な額の支払いを米国民政府に対し行なうことを考えております。なお、これらの資産のとりあつかいについては、沖縄県民の福祉を十分考慮して、それぞれの資産に最も適切な方法で処理して参りたいと考えております。

4

以上のほか交渉中のものとして、現在沖繩において運営されている「アメリカの声」(V.O.A)の中継局のとりあつかいの問題があります。この問題につきましても、電波法等わが国の法制上の建前からいたしましても、かかる外国政府の放送業務がわが国内で行なわれることが望ましくないことは当然であります。他方、米国政府は、V.O.Aはその放送内容からしてもなんら刺激的なものを含まず、米国海外広報の事業の一環として諸外国においても行なわれているものとして、その継続を強く要望しております。この困難な問題については、なんらかの解決を見出すべく話し合いが続けられておりますが、未だ結論に達していない状況にあります。

さらに、交渉事項として外資系企業等の取扱いの問題、航空問題等がございます。

外国人及び外資系企業等の復帰後における取扱いにつきましては、これまでこれらのものの活動の実態把握に努めるとともに、これら

のもの的大部分が相当の期間にわたつて沖繩で正当に活動してきたこと、沖繩経済の将来のあり方、わが国の外資政策等を考慮に入れ、具体的な取扱い方針の検討を行なつてきたところ、近く政府としての方針を米側に通報しうる見込みであります。

また、現在沖繩に乘入れている米國航空企業の問題につきましては、復帰後は本土・沖繩間の内國運輸は認めないが、國際運輸については一定の暫定期間中引続き運航を認めるといふ方向で妥結の見込みとなっております。

最後に、沖繩における米國のいわゆる特殊部隊の問題でございますが、従来しばしば国会で説明して参つたとおり、復帰後は安保条約の枠内でのみその活動、存続が認められることは当然であり、そのために所要の話し合いを行なつております。

以上申述べましたところが協定及びその他の問題に關する交渉経緯の概略でございますが、政府といたしましては、この交渉が一日

も早く妥結し、調印の運びとなるよう鋭意努力中であります。  
そして、協定は、国会の御承認をえた上で、米側の手続終了とも  
相まつて批准書の交換を行ない、明一九七二年のなるべく早い時期  
に、民族の悲願たる沖繩の祖国復帰を達成する所存であります。が、  
国民各位の一層の御理解と御支援をお願いする次第であります。  
以上で御報告を終わりますが、沖繩県民の方々が日本国憲法の下に  
安心して祖国に復帰できるためには、諸般の対策を必要といたしま  
す。このため、政府といたしましては、協定の承認を求め、国会に  
おきまして、沖繩の民生の向上、経済の振興、県民の福祉の増進等  
の確保を目的とする法律案を協定と同時に提出して御審議を願うこ  
とといたしておりますことを申添える次第でございます。